

左右田文庫に因みて

渡 植 彦 太 郎

今回、一橋大学社会科学古典資料センターの責任者杉山忠平氏のおはからいで、左右田文庫に因んでの思い出を、二、三、記することを許された次第である。この御好意は、私が左右田門下の生き残りの一人であるからのこととは思いますが、私はその門下生の端に連なるといふ文のことで、特に、恩師の身近に接したということでもないの、その御蔵書（現在の左右田文庫の前身）に近づく機会も多く恵まれていたわけではなかった。この蔵書は大正12年の関東大震災で消失し、只今の左右田文庫はその后、買い換えられたものであることは申す迄もない。

偶々恩師の最大の愛弟子であった本多謙三が私の無二の親友であったために、彼に連れられて、当時、麴町番町にあった、恩師の東京の別邸に参上したのが、その御蔵書に接する唯一のチャンスとなった。その応接室の一方の壁面に天井迄届く書棚があって、その硝子戸の中に、主として、全集物の、西欧哲学の古典がギッシリと詰っていた。その何れもが、われわれが予てより喉から手が出る程欲しいもの許りである。

当時、すこしでも、珍らしい海外の哲学の書を求めて、私も本多謙三も、昼食は食パンと砂糖と水で済ませて、そのための御金を用意していた始末であるから、偶々絶版物でも入手出来た時は文字通り狂喜した。だから、恩師のように、こんなに、稀覯書が何でも、入手出来るのでは、私達のように楽しさはあるまいと考えたくらいである。書齋にも通して頂いたが、そこは書庫でもあり、右を向いても、左を向いても、書物、書物で、その真中の空地に、アグラをかいて座れる程にユツタリした特別仕立の椅子がドッカと置かれていて、その脚には車がついている。これも広々とした机がその前に在る。傍にはロダンの「考える人」の彫像が置かれていたことも覚えている。

私が恩師の御蔵書に接したのは、后にも、先にも、この一回限りである。勿論、図書目録も見たわけでないから、その全容に到っては皆目分らない。只、本多謙三がその中からフランツ・ブレンターノの *Psychologie vom empirischen Standpunkt* とフッサールの *Philosophie der Arithmetik* と更にボルツァーノの *Wissenschaftslehre* の第二、三、四巻を拝借して読んでいたことを知るのみである。この中ブレンターノは読む丈でなく筆写していたのを私は覚えている。ボルツァーノの第一巻はわれわれにも入手出来た。「現代理想主義の哲学」の中でこのボルツァーノの書を紹介している西田幾太郎博士も恐らく、この書の第二巻以下は見えていないのではないか。今回、杉山教授の御はからいで、左右田文庫目録を頂き、眼を通したら、上記の何れもが、当然乍ら、再度買い入れられているのを見て、懐しさを覚えたことである。

この第一期の御蔵書は恩師が在独中に蒐集されたものが主であったと思うが、その中心をなしていたのは、新カント派の哲学者の一人で、又、カントの第一批判のコメンタールを書き、*Philosophie des Als Ob* の著者でもあるハンス・ファイヒンガーの文庫であることは左右田文庫目録の序文に吹田順助氏が書いて居られる通りである。但し、このファイヒンガー文庫の入手には、恩師が独乙遊学中親交のあった、当時、京都大学哲学科で西洋哲学史を担当して居られた朝永三十郎博士が事をはかられたことは、これを知る人はすくないかも知れない。朝永振一郎博士の父君であるこの三十郎博士の勝れた人柄については、私自身、振一郎博士の令弟陽二郎氏と曾て、甲南高校の同僚として、交ったことがあるので、後に承っている。その上、恩師が帰朝后、京都学派の哲学者達に、恩師の哲学上の能力の高さを理解させ、京都大学哲学科講師として招聘する迄に事を運んだのも三十郎博士であったと聞く。恩師もこれを徳として居られたことは私も親しく、その御口から耳にしているところである。

恩師の第一期の御蔵書について述べた以上、私のこれとの接近にゆかりのあった、本多謙三について

も語らないでは済まされない。後に述べるように、彼を介して、恩師の人となり窺うことも出来るからでもある。左右田一本多の師弟のコンビはまことに世に稀なる種類ではないかと私は思う。それを通して、恩師の学問と人格が躍如として示される。左右田門下には私の如き例外を除いて、杉村広蔵を始めとする俊秀がひしめいていた。その中でも、本多謙三は別格であった。恩師の推輓もあつてのことであろうが、東京商大の一在生として、当時、日本の哲学界の権威としての研究誌、京都大学の「哲学研究」にその論文を発表していた。私の記憶にして誤り無しとすれば、后年、日本の哲学界に名を為した、西田門下の俊秀、高坂正顕、西谷啓治、木村素衛、唐木順三、久保虎賀壽等の錚々たる面々も、その在学中には「哲学研究」誌上にはその名を見なかった。恩師も亦、本多謙三を遇するに、一門下生としてでなく、宛も、同僚に対するが如き態度を以てした。すくなくとも、学問に関する限りでは。といって、彼はその恩師の如く、ずば抜けた秀才というタイプではない。その点では、これも措しくも夭折した一年后輩の川村豊郎の方が華々しいものがあつた。その鋭さの点でも先輩松村広蔵に譲るかも知れない。音楽や美術に特に向いた才能の持主があるように、彼には学問、就中、哲学的思索にピッタリするものがあつた。恩師は「ウチのゼミ生は卒業論文は仲々よく書くが、学科の成績はそれ程でない」と云って嘆いて居られたが、本多謙三もその学問研究程には、学業成績には力を入れてはいなかったようである。秀才によく見る語学に特殊の才能を示すというでもなく、何となく、哲学的思索をするために生れて来たという風格を見せていた。私との交りを始めた時、既に、フッサールの「イデー」を四回、「論理研究」三巻を二回読破していた。当時フッサールの専門研究者といえば、東大の講師をしていた得能文一人といってよい位であつた。それもフッサールの紹介を出ずるものではなかつた。本多謙三は既にフッサールを自分のものとして、現象学の立場で考えて論文を書いた。カントについてさえ、当時、カント哲学者として名のあつた桑木巖翼博士の「カントと現代の哲学」もカントの解説以上のものではなかつた。先験哲学の立場で物を考えて論文を書いていたのは恩師一人でしかなかつた。他に、西田幾太郎博士が、その独自の哲学を「善の研究」において始めていた位であつた。

ここに、左右田一本多の類稀な師弟のコンビが誕生した。一般に、勝れた同志の師弟関係は当初は緊密であるがやがて、相分れ、更に対立に迄及び兼ねない。現に恩師は福田徳三博士の一番弟子であつたが、后年、福田博士の大不興を蒙っている。勿論、非は福田博士にあるが、弟子が偉過ぎた故もある。田辺元博士も、当初は西田博士にピッタリ心酔して、京都大学でその後継者となり乍らも、やがて、袂を分ち、後年はその厳しい批判者となつた。

左右田一本多コンビは違ふ。恩師は当初からカント哲学であり、本多は現象学である。しかも、恩師は本多の現象学研究を尻押していた感がある。時に同僚として、現象学について、本多に質問したりもした。その蔵書の中から、秘蔵の現象学関係の文献を貸与しているのもその現われの一つである。始めから、別々の立場で相認め合つているのであるから、后になって分れる必要もない。それでいて、始めから終りまで、師弟関係にいささかの揺ぎも見せはしない。恩師の晩年、私が京城大学の助手をしていた時、私が同大学の安倍能成、宮本和吉両教授に御世話になっていることを知つて、その助教授として、本多謙三を採用することを私から話して呉れとの御依頼を受けた。既に、田辺重三氏が助教授に内定していたので、事は運ばなかつたが、恩師の本多への心づかいは始めから終りまで変つていかなかった。ここに恩師の学問に対する見識の博大さと、計り知れない心の宏さを窺うことが出来る。ヒョットすると、恩師は御自分に無いものを本多の中に見出していたのではあるまいか。又、本多は自分がその師から乳離れするために、その恩師を批判する可く、余りに大物でもあつた。カント哲学を出どころか、当時、戸坂潤を中心とする「唯研」のグループとも交り、マルクスの弁証法的唯物論にも傾いていた位である。彼の身体の弱さを案じての私の忠言を容れて、実践活動は思い止まって呉れはしたが。

恩師の御逝去の后に、未亡人から承つたことであるが、その最後の大病で臥つて居られた時、病気が治つたら、一切の職から離れて、その第二期の蔵書を中心として、門下生を時々集めて、研究会を開く

ことを楽しみにして居られたとのことである。ついに、この恩師の夢は実現することなく終わった。私も曾ては、天が恩師に貸すに今すこしの齡を以てすることあらば、更に多くの偉大な業績を残されたであろうことを悔んだこともある。しかし、今はいささか異なる。左右田学説はトルソーで終ってよいのだ。それ丈で燦然と輝いているのではないか。完成したとて、何物も、時代を経れば相対化される。欠けたりと雖も、その美しさは絶対である。左右田学説は未完の美を十分に湛えている。これをわれわれが汲み取ることを何物も妨げはしない。

それにしても、何気ない挙措の中に、心の奥深く、全く測知れない暖さと宏さとを秘めて居られた恩師を失った悲しみは尚、昨日の思いがする。左右田文庫目録と接して、その悲しみの更に新なるを覚える。

(元松山商科大学教授)

ギールケ文庫の一冊

若曾根 健 治

ギールケ文庫に収録されているものに、ドイツ中世諸都市の都市法・判決録・法律書の刊本史料がある。このなかには、リューベック (Q100)、フライジック (Q82) のものなど現在リプリントで入手しうるものもあるが、リガ (Q114)、ゴスラル (Q111)、マグデブルク (Q75・Q127)、フライベルク (Q182)、ライプツィヒ (Q132)、シュテンダル (Q81)、ドルトムント (D659)、インゲルハイム (Q104)、フランクフルト (Q102)、ミュールハオゼン (Q122)、ウィーン (D626) のものなどについては、ほかではなかなか参照が困難ではないかと察せられる。この意味では、更に、中世ザクセン法の法律書としてつとに著名な Richtsteig Landrechts (Q64) も、とりわけ貴重といえるであろう。

このようななかの一つに、本稿で、その刑事手続の一斑を紹介するC・マイアー編『アウクスブルク都市法律書』(1872) (Q96) がある。なおこのアウクスブルクについては、別に、古い刊本 (Q183) もある。更にこのように、南ドイツにかかわるものとしては、立教大学ドーブシュ文庫収録のパスサウ (340.943, M21) に関するものも注目してよい。

『アウクスブルク都市法律書』は1276年時代のアウクスブルク法を述べるが、そのなかの刑事手続は、ひろく同時代ドイツ刑事手続の一つの典型とせられており (v. クリース)、比較的伝統的な形態を保持するものとも指摘されているが (E. シュミット)、他面、新しいものの萌芽も見られる。本稿で、これらのことが多少でも明らかになれば幸いである。

さて、本法律書の刑事手続には大雑把に見て、現行犯手続、召喚手続、逮捕手続があり、謀殺、殺害、窃盗、辻強盗、強姦、放火などがこれら三手続で処理された。今これを殺人事件を例にかいつまんで紹介しておきたい。まず、殺人の行なわれたことを示す痕跡、例えば屍体とか凶器 (盗犯ならば盗品) を身体に帯びていた者は、現行犯人として直ちに逮捕された。逮捕の際にこのような犯行の証拠品が認められれば、従来とは違って、たとえ犯行現場、犯行直後、犯人追跡後でなくても逮捕できた。現行犯手続の適用範囲がここでは広げられているのがわかる。被逮捕者を有罪とするのに、犯行の痕跡を呈示するだけでよく、他に断罪証明は必要でなかった。殺害の場合は刑は斬首であった (現行犯手続)。

次に、殺人現場から犯人が逃走し、後日容疑者が発見されたが、これが犯行の痕跡を身に帯びず、しかも犯行を否認するときは、原告が彼を三回まで召喚し、被告が出頭して無実の宣誓をなせば、身の潔白を証明しえた。宣誓は本人ひとりが行えばよかったが、これができるのは、「悪評のない人間」すなわ